

令和7年1月20日  
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業者の許可取消について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 氏名 株式会社タツミ（法人番号380002030814）  
代表取締役 豊田 光伯
- (2) 住所 福島県双葉郡浪江町大字立野字攝待5番地

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第14条第1項）の取消し

3 処分の理由等

被処分者の役員が、令和3年8月5日にいわき簡易裁判所において罰金刑に処せられ、令和3年8月24日に刑が確定していたことが判明した。

このことにより、同社は法第14条第5項第2号ニに規定する同号イ（法第7条第5項第4号ニ（罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者））に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和7年1月20日